

千葉県市民農園整備に関する基本方針

平成3年3月18日制定

第1 市民農園整備の基本的な方向

- 1 県民の自由時間の増大、余暇活動の内容の多様化等に伴い、野菜や花を育て、土と親しむ場、農作業の体験の機会の場に対する需要が高まっており、千葉県においても市民農園の整備が必要となっている。

都市地域においては、市街化の進展等により緑が減少してきており、防災機能や良好な環境形成機能を有するオープンスペースの創出が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして市民農園の整備の促進を図ることとする。

農村地域においては、都市と農村の交流を通じた地域の活性化、減反により事実上遊休化している水田等の農地の有効利用が求められていることから、このような課題に対応するため、市民農園の整備の促進を図ることとする。

- 2 市民農園の整備に際しては、都市地域と農村地域とでは市民農園に対するニーズ及び整備の内容も異なるので、それぞれの特性に応じ、市民農園に対する多様な需要にこたえられるよう、計画的に整備を行うこととする。
- 3 市民農園の整備は、都市計画及び農業振興地域整備計画との調和のみならず、自然環境の保全との調和についても保たれたものでなければならない。
また、これら以外の土地利用計画、例えば、市町村の振興計画等との間でも調和が保たれたものでなければならない。

第2 市民農園として整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、市民農園整備促進法第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から以下の諸点に留意して指定するものとする。

- 1 市民農園区域の規模

優良な市民農園の整備を行うという市民農園整備促進法の趣旨から、休憩施設等の施設の整備を効率的に行い得る程度の規模とする必要があるが、利用者の状況、付近の施設の整備状況等を勘案し、地域の実情に応じて弾力的に判断すること。

- 2 立地条件

次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、農業構造改善事業の実施状況、予想される利用者の数等からみて、区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営の見込みがあるものであること。

(1)道路の整備状況等からみて、利用者が容易に到達できると認められること。

- (2) 用水の確保が容易であること。
- (3) 土地利用の状況等を勘案し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないことと認められること。

3 農業との調整

農業との土地利用の調整を図るため、地域の農用地の保有・利用の現況及び将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の利用の推進に支障を及ぼさないような位置に指定すること。例えば、集団的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう配慮を行うこと。

農用地区域内において市民農園区域を指定しようとする場合は、その周辺部において指定する等十分留意すること。

また、地域の農地の賦存量、予想される利用者の数等からみて、著しく過大な面積を指定しないこと。

4 都市計画との調整

- (1) 道路、下水道等の都市計画施設の区域においては、市民農園区域を指定しない等都市施設の整備に支障を及ぼさないこととすること。
- (2) 商業系の地区においては、市民農園区域を指定しない等他の土地利用と調整し、合理的な土地利用に支障を及ぼさないこととすること。

第3 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園施設の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

- 1 市民農園である旨の標識等を設置するとともに、必要に応じ、生垣等により周囲を囲い、農用地の保全を図り、都市住民等のレクリエーション需用の充足、自然環境の保全に十分配慮し、良好な生活環境の形成にも資するように整備すること。
- 2 耕うん、客土を行い、利用者が容易に農作業を行い得るように農地を整備すること。特に、水田を利用して野菜等水稻以外の農作物を栽培する場合には、排水等に留意すること。
- 3 農地に区画を設けて利用させる場合は、標識杭、ロープ等により区画の境界を明らかにすること。
- 4 区画を設ける場合は、1区画の大きさをおおむね15㎡以上とすること。
- 5 周辺の道路等の整備状況を十分に勘案して、その整備に支障をきたさないようにするとともに、利用者の利便の確保に努めること。
- 6 市民農園の機能を確保するため、原則として、以下の市民農園施設を備えること。

園路

休憩施設

便所

手洗い場、水飲み場その他の給排水施設

農機具収納施設

ごみ置場

駐車施設

なお、上記施設の機能を代替できる施設が周辺に存在する場合は、それをもって代えることができるものとする。

- 7 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域においては、市民農園施設の用に供される土地が同法第10条第3項に規定する農用地利用計画において指定された用途に即して使用されなければならないこと。
- 8 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、「農地転用許可基準」(市街化調整区域においては「市街化調整区域における農地転用許可基準」)に照らして、農地転用の許可の対象と判断されることが必要であること。
- 9 市民農園周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するよう配慮すること。
- 10 自然公園及び自然環境保全地域内において、市民農園施設を建設する場合は、自然公園法等の法令及び「千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱」に基づく諸手続きが必要であること。

第4 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

市民農園の運営に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- 1 公報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、できるだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与えることとともに、農園や施設の利用の料金も著しく高額なものとならないよう配慮すること。
- 2 市民農園の管理が適正に行われるよう、必要に応じ、利用者の遵守事項等について定めるとともに、巡回、指導等の体制を整備すること。
- 3 農作物の調理講習会、交換会及び展示会を開催する等して、市民農園の利用者の交流の促進を図るとともに、農業に対する理解を深めるよう配慮すること。

第5 その他必要な事項

市民農園の整備の円滑な実施のため、以下の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 認定開設者に対する技術、運営等に関する指導

- 2 市民農園に関する普及啓発活動等
- 3 市民農園の整備・運営に関する組織・団体の育成

(平成4年4月7日農地第43号、千葉県農林部長通知)

(最終改正 令和2年9月1日)

市民農園の整備に関する留意事項について

この「市民農園の整備に関する留意事項について」は、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する市民農園（以下「市民農園」という。）に関する事務について適用し、優良で継続的な市民農園の整備促進を図るものとする。

第1 市民農園区域の指定についての留意事項

- 1 市民農園区域として指定できない区域は表1による。
- 2 市町村は、既存の貸農園の状況、利用者の動向、今後の開設予定及び土地所有者の意向を十分調査すること。
- 3 同一市町村について、要件に該当する区域が複数ある場合は、それぞれについて指定しても差し支えない。

第2 市民農園区域の指定についての事務手続

- 1 市民農園区域を指定する場合の手続は図1及び次の順に行うものとする。
 - ① 市町村は市民農園区域を指定しようとする場合には、市民農園担当部局は関係部局と調整することとし、関係部局との調整事項は原則として表2-1による。また、必要によりその他の関係部局との調整も行う。(図1の①)
 - ② 市町村は、関係部局と調整の後、農業委員会の決定を経る。また、関係部局と調整した際指摘事項があった場合には、それを解決した後に農業委員会の決定を経る。(図1の②)
 - ③ 市町村は知事あてに協議する。(図1の③)
 - ④ 知事は関係部局と調整して市町村へ回答することとし、関係部局との調整事項は原則として表2-2による。また、必要によりその他の関係部局との調整も行う。
(図1の④)
 - ⑤ 市町村は、支障が認められなければ、区域指定して公表する。(図1の⑤)

- ⑥ 市町村は、区域指定した旨を知事あてに通知する。(図1の⑥)
- 2 1の①の関係部局との調整については、1の②の農業委員会の決定の後に重大な変更が生じないよう綿密に行う。
- 3 市民農園区域の変更については、区域指定の場合に準じて取り扱う。ただし、関係部局との調整については、変更内容に応じて必要な調整を行う。

第3 交換分合計画の認可等についての事務手続

- 1 法第5条及び第6条に規定する交換分合を行う場合の手続は図2及び次の順に行うものとする。
 - ① 市町村は、綿密な調査を実施し、交換分合を行う地区を決定する。(図2の①)
 - ② 市町村は、調査に基づき交換分合計画を作成する。(図2の②)
 - ③ 市町村は、関係権利者との調整を行い、全員の同意を得て最終的な計画を決定する。(図2の③)
 - ④ 市町村は農業委員会の同意を得る。(同意を求めた日から30日以内に同意が得られない場合には、その事由を記載した書面を認可申請書に添付する。)(図2の④)
 - ⑤ 市町村は知事へ認可申請する。(図2の⑤)
 - ⑥ 知事は、⑤で30日以内に農業委員会の同意が得られていない場合には、農業委員会の意見をきく。(図2の⑥)
 - ⑦ 知事は、申請を相当と認める場合には申請の旨を公告し、また、市町村外の権利者へ通知し、かつ、計画書の写しを30日間の縦覧に供する。(図2の⑦)
 - ⑧ 縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に当該交換分合計画に対して関係権利者から異議の申し出があった場合、知事は異議の申し出に対し決定をしようとする際、農業会議の意見をきく。(図2の⑧)
 - ⑨ 知事は、異議の申し出に対する決定を行う。(図2の⑨)
 - ⑩ 知事は、交換分合計画の認可及びその旨の公告を行う。(図2の⑩)
 - ⑪ 市町村は、清算金の徴収及び支払いを行う。(図2の⑪)
 - ⑫ 市町村は、交換分合に関する登記上の処理を行う。(図2の⑫)

第4 市民農園の開設認定についての留意事項

- 1 市民農園の開設認定の対象から除外する区域は表3による。
- 2 市民農園を開設できる者は、現に農地を所有している者若しくは借り受けができる者とする。
- 3 市民農園施設は、認定開設者に限り設置できる。また、その管理運営は原則として認定開設者が行う。
- 4 市民農園施設については、その利用目的及び利用者数等から判断して適切な規模とすること。
- 5 市民農園面積のうち、最低でも50パーセント以上は法第2条第2項第1号に規定する農地であること。
- 6 簡易宿泊施設については、設置する必要性及び適切な管理運営の可能性があり、かつ近隣に代替施設がない場合以外は設置しない。
- 7 農用地区域において市民農園を設置する場合は、その周辺の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合に限ることとし、農用地利用計画上の取扱いは表4-2（農振法等の欄）及び表4-3（農振法等の欄）のとおりとする。
- 8 市民農園施設と主要他法令との関係については、表4-1、表4-2及び表4-3とする。

第5 市民農園の開設認定についての事務手続

- 1 市民農園の開設認定を行う場合の手続は図3及び次の順に行うものとする。
 - ① 特定農地貸付方式により地方公共団体及び農協以外の者が開設する場合は市町村等と貸付協定を締結する。（図3の①）
 - ② 市町村は市民農園の開設を認定しようとする場合には、市民農園担当部局は関係部局と調整することとし、関係部局との調整事項は原則として表5-1による。また、必要によりその他の関係部局との調整も行う。（図3の②）
 - ③ 市町村は、関係部局と調整の後、農業委員会の決定を経る。また、関係部局と調整した際指摘事項があった場合には、それを解決した後に農業委員会の決定を経る。（図3の③）
 - ④ 市町村は知事あてに同意申請する。（図3の④）

- ⑤ 知事は関係部局と調整して市町村へ回答することとし、関係部局との調整事項は原則として表5-2による。また、必要によりその他の関係部局との調整も行う。(図3の⑤)
- ⑥ 市町村は、支障が認められなければ開設の認定をする。(図3の⑥)
- ⑦ 市町村は、開設認定した旨を知事あてに通知する。(図3の⑦)
- 2 1の②の関係部局との調整については、1の③の農業委員会の決定の後に重大な変更が生じないよう綿密に行う。
- 3 市民農園の開設認定の変更については、開設認定の場合に準じて取り扱う。ただし、関係部局との調整については、変更内容に応じて必要な調整を行う。

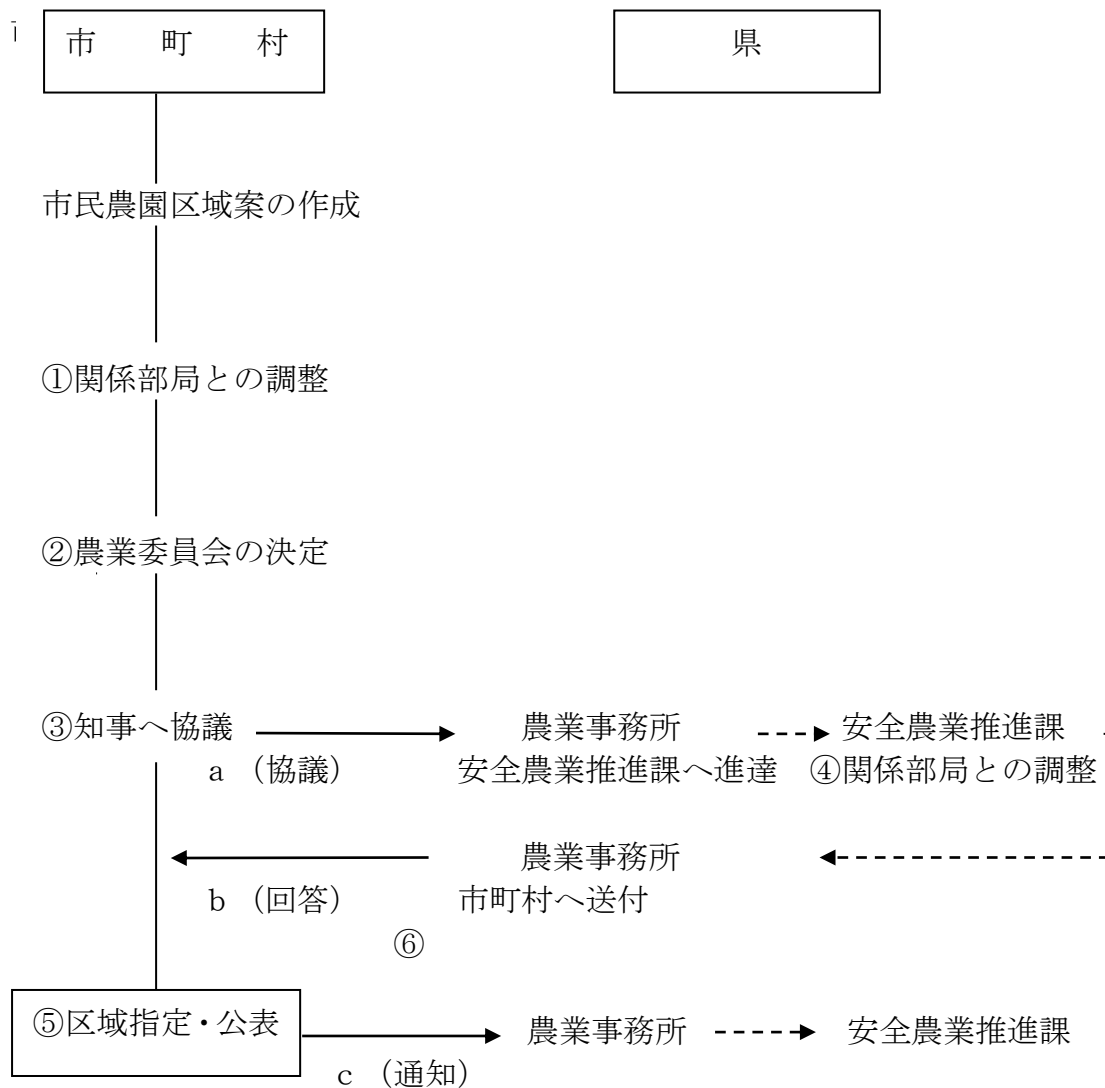
第6 認定の取消しについての事務手続

- 1 市町村は法第10条の規定により認定の取消しを行った場合、知事へ報告するものとする。(図3の⑧)

第7 市民農園の運営等についての留意事項

- 1 市街化区域以外の区域における開設期間は、10年間以上とする。
- 2 市街化区域内で開設する場合、生産緑地地区に指定されていることが望ましい。
- 3 特定農地貸付方式の場合、農地の貸付期間は5年以内とする。また、農園利用方式の場合も5年以内とすることが望ましい。
- 4 利用者が善良な管理を行わなかった場合等の措置ができるよう、市民農園利用契約書等により必要な事項を定めること。
- 5 農作物の栽培指導及び農園の維持管理等を行うため、管理指導員等の設置に努めること。
- 6 市民農園の運営にあたっては、利用者相互のコミュニケーションを図り、自主的な運営が行われるよう配慮すること。

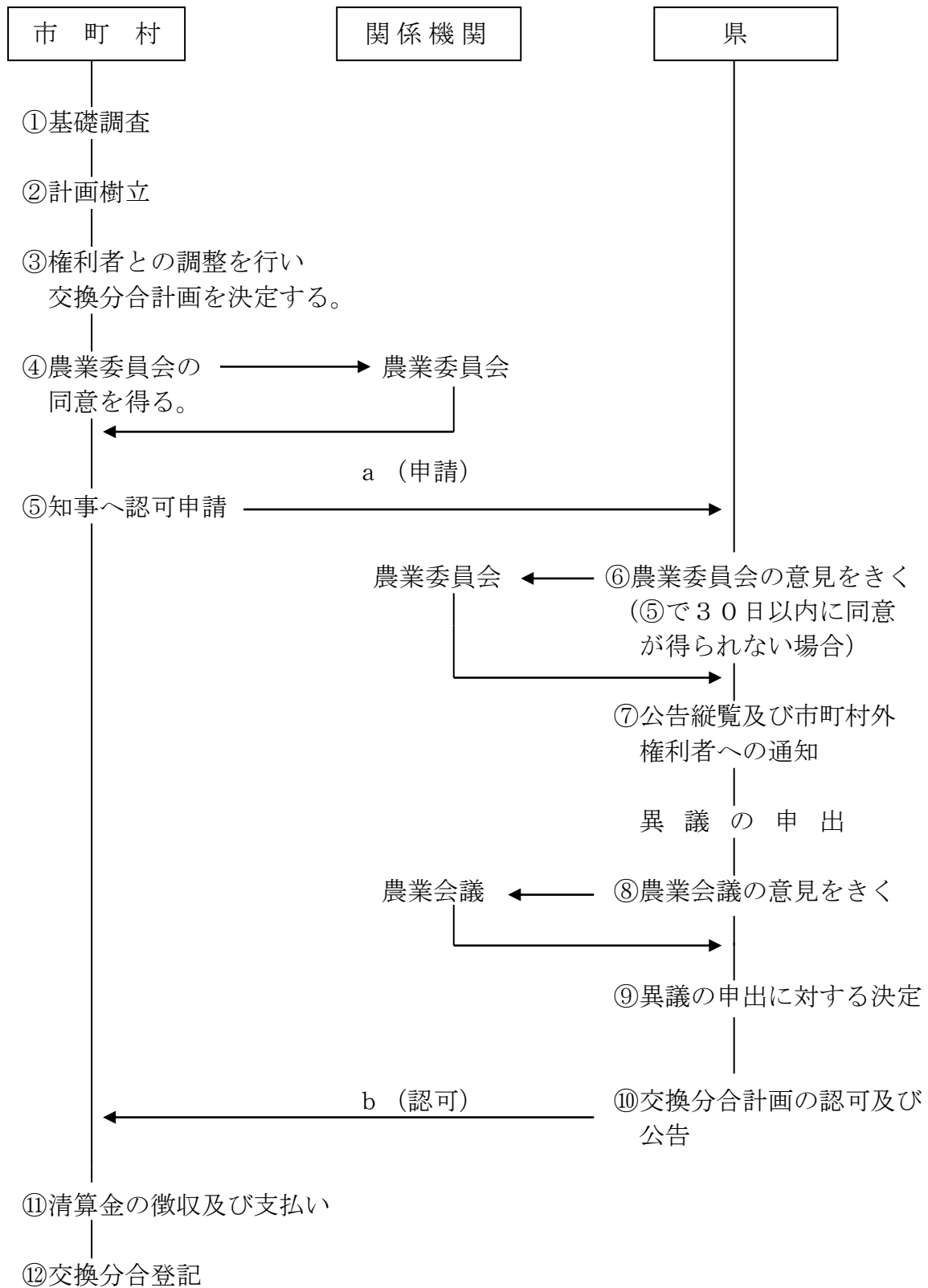
図1 市民農園区域の指定手続について



(注1) a, b, cは、当該地区を管轄する農業事務所を経由する。

(注2) 協議書等の様式は別に定める。

図2 交換分合の手続



(注) a, bは、当該地区を管轄する農業事務所を経由する。

表1 市民農園区域として指定できない区域

区 域 の 種 類	根拠条文等	関係法令	担当部局	備 考
1-① 港湾法第2条第4項の臨港地区 1-② 港湾法第37条第1項の港湾隣接地域 1-③ 港湾施設が相当程度集積し、又は集積することが予定されている港湾地区内の埋立地 (上記地区等を以下「臨港地区等」という。)	市民農園整備促進法の運用に関する留意事項について(以下「留意通達」という。)第2の1の(1)	・港湾法	・港湾課	
2-① 自然公園法に基づく国立公園及び国定公園の特別保護地区 2-② 自然公園法に基づく国立公園及び国定公園の第1種特別地域 (上記地区等を以下「特別保護地区等」という。)	留意通達第2の1の(2)	・自然公園法	・自然保護課	千葉県に国立公園はない(改正日現在)。
3 工場立地法第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された工場適地 (農林水産省と経済産業省との間で協議の調ったものに限る。以下「工場適地」という。)	留意通達第2の1の(3)	・工場立地法	・企業立地課	
4 農村地域工業等導入促進法第5条第3項第1号に規定する工業等導入地区(以下「工業等導入地区」という。)	留意通達第2の1の(4)	・農村地域工業等導入促進法	・農地・農村振興課	
5-① 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域 5-② 自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の特別地区	留意通達第2の1の(5)	・自然環境保全法	・環境省関東地方環境事務所	千葉県に5-①、5-②区域はない(改正日現在)。
6 防衛の用に供される通信施設に係る土地	留意通達第2の1の(6)		・防衛事務所	
7 現に郵便局の用に供されている土地及び郵便局の用に供される予定の土地の区域	留意通達第2の1の(7)		・日本郵便株式会社 関東支社	
8-① 森林法による保安林、保安林予定森林 8-② 森林法による保安施設地区、保安施設地区予定地		・森林法	・森林課	

※ 都市計画法第7条第1項に定める市街化区域内にあっては、市民農園区域を指定する必要がない。すなわち、一定の地域(表3の制限等)を除き、どこでも市民農園の開設につき認定ができる。

表2-1 市町村が市民農園区域として指定しようとする場合の調整事項

調整を要する事項	根拠条文等	関係法令	調整の相手方	備考
1 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において、市民農園区域を指定しようとする場合	市民農園整備促進法の運用について(以下「運用通達」という。)第2の2の(1)	・都市計画法	・市町村都市計画担当部局 ・市町村都市公園担当部局	左記区域内に市民農園区域を指定しようとする場合は、地域地区等の土地利用の計画と調和するとともに、都市施設に係る事業及び市街地開発事業の支障とならないよう調整すること。
2 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において、市民農園区域を指定しようとする場合	運用通達第2の2の(2)	・農業振興地域の整備に関する法律	・市町村農振担当部局	左記区域内の土地等の集团的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合は、その集团性を失わせないよう集团的農用地の縁辺部を指定すること。
3 市民農園区域周辺の道路における危険の防止、道路交通に起因する障害の防止、その他交通の安全と円滑化について	留意通達第2の2	・道路交通法等	・所轄警察署	調整の相手方に指定する旨を通知し、相手方から調整の申し入れがあった場合に行う。 市民農園区域の指定に伴い、道路整備計画等がある場合には、別途道路法第95条の2による協議等を行う必要がある。
4-① 市民農園区域周辺の道路の整備状況について(市町村道等(政令市にあつては県道及び指定区間外の一般国道を含む。))の場合) 4-② 市民農園区域周辺の道路の整備状況について(県道及び指定区間外の一般国道等(政令市管理道路を除く。))の場合)	留意通達第2の4	・道路法等	①市町村道路管理担当部局 ②管轄土木事務所	調整の相手方に指定する旨を通知し、相手方から調整の申し入れがあった場合に行う。
5 森林法第5条第1項による地域森林計画対象民有林の区域内(表1の8に掲げる保安林等を除く。) (上記区域内を以下「5条森林等」という。)		・森林法 ・森林の保健機能の増進に関する特別措置法	・市町村林務担当部局	
6 土地改良事業が実施された地域、又は現に実施されている地域、若しくは実施しようとする地域内に市民農園区域を指定しようとする場合		・土地改良法等	・市町村土地改良事業担当部局 ・管轄農業事務所 ・土地改良区	

注1 上図は、市町村が行う原則的な調整事項を示したものであり、必ずしも上記1から6に限定されるものではない。個々の申請内容によりその他の調整事項もあるものと考えられる。

表2-2 知事が市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合の調整事項

調整を要する事項	根拠条文等	関係法令	調整の相手方	備考
1-① 県自然環境保全地域の特別地区内において、市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合 1-② 自然公園法第2条第1号に規定する自然公園のうち特別地域(表1の2に掲げる特別保護地区等を除く。)において、市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合 1-③ 県自然環境保全地域の普通地区、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域並びに自然公園のうち普通地域内において、市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合	留意通達第2の3	・千葉県自然環境保全条例 ・自然公園法 ・千葉県立自然公園条例	・自然保護課	
2 市民農園区域周辺の道路の整備状況について(指定区間内の一般国道等の場合)	留意通達第2の4	・道路法等	・当該道路管理者	調整の相手方に指定する旨を通知し、相手方から調整の申し入れがあった場合に行う。
3 表2-1の5に掲げる5条森林等の区域内において、市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合		・森林法 ・森林の保健機能の増進に関する特別措置法	・森林課	
4 土地改良事業が実施された地域、又は現に実施されている地域、若しくは実施しようとする地域内において市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合		・土地改良法等	・耕地課 ・農地・農村振興課	
5 市街化区域、市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち、用途地域内において市民農園区域の指定に係る協議を受けた場合		・都市計画法	・都市計画課 ・市街地整備課	
6 農業振興地域の整備に関する法律第6条の農業振興地域内において、市民農園の区域の指定に係る協議を受けた場合、特に同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において、市民農園の区域の指定に係る協議を受けた場合	運用通達第2の2の(2)及び第3の1の(3)	農業振興地域の整備に関する法律	・農地・農村振興課	

注1 上図は、知事が行う原則的な調整事項を示したものであり、必ずしも上記1から6に限定されるものではない。個々の申請内容によりその他の調整事項もあるものと考えられる。

表3 市街化区域のうち市民農園の開設の認定の対象から除外する区域

区 域 の 種 類	根拠条文等	関係法令	担当部局	備 考
1 都市計画法第11条第5項の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域	市民農園整備促進法施行令(以下「政令」という。)第3条第1号	・都市計画法第11条第5項及び第4条第6項	・都市計画課	左記の区域においては、当該施行予定者に対し、都市計画の告示後2年以内に当該都市計画施設の整備に関する事業について事業認可の申請をすることが法律上義務付けられており、認可後、事業が着手されるので、市民農園の認定の対象区域から除く。
2 都市計画法第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地(同法第4条第15項に規定する都市計画事業を施行する土地をいう。以下この表において同じ。)の編入に係る同法第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった同法第4条第6項に規定する都市計画施設(地下に設けられるもの並びに公園及び緑地を除く。)に係る事業地の区域	政令第3条第2号	・都市計画法第62条第1項、第63条第2項及び第4条第6項	・都市計画課 ・公園緑地課	左記の区域においては、下水道等都市機能の維持のために必要不可欠な施設の整備事業に着手した区域であるので、市民農園の認定の対象区域から除く。 ただし、都市計画施設のうち、公園緑地については、当該区域内に市民農園の開設を行う場合があるので、認定の対象区域から除かない。地下に設けられる都市計画施設に係る事業地についても同様に取り扱う。
3 都市計画法第12条第5項の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第4条第7項に規定する市街地開発事業(同法第12条第1項第5号に掲げるものを除く。)の施行区域	政令第3条第3号	・都市計画法第12条第5項及び第4条第7項	・都市計画課	左記の区域においては、当該施行予定者に対し、都市計画の告示後2年以内に市街地開発事業について事業認可の申請をすることが法律上義務付けられており、認可後、事業が着手されるので、市民農園の認定の対象区域から除く。
4 都市計画法第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る同法第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった同法第4条第7項に規定する市街地開発事業(同法第12条第1項第1号、第5号及び第6号に掲げるものを除く。)に係る事業地の区域	政令第3条第4号	・都市計画法第62条第1項、第63条第2項及び第4条第7項	・都市計画課 ・市街地整備課	左記の区域は、住宅地造成公共公益施設の整備等の事業が行われている区域であり、全面買収方式による事業が実施されるので、市民農園の認定の対象区域から除く。 ただし、土地区画整理事業、住宅街区整備事業、新都市基盤整備事業の事業地の区域については、その大部分は宅地や公共施設として市街地とされるものであるが、事業地の一部を集合農地民有農地として残すことが考えられるので、これらの区域については、一般的には、認定の対象区域から除外しない。

5 都市計画法第4条第8号に規定する市街地開発事業等予定区域(同法第12条の2第1項第3号に掲げるものを除く。)の区域	政令第3条第5号	・都市計画法第4条第8項	・都市計画課	<p>左記の区域は、3年以内に都市計画を定め、それから2年以内に公的機関である施行予定者が都市計画事業の認可等の申請をすることになっており、5年以内に市街地開発事業等が実施されることになるので、市民農園の認定の対象区域から除外する。</p> <p>ただし、新都市基盤整備事業の予定区域については、4と同じ理由により認定の対象区域から除外されない。</p>
6 表1の1に掲げる臨港地区等	留意通達第3の1の(1)	・港湾法	・港湾課	
7 表1の3に掲げる工場適地	留意通達第3の1の(2)	・工場立地法	・企業立地課	
8 表1の4に掲げる工業等導入地区	留意通達第3の1の(3)	・農村地域工業等導入促進法	・農地・農村振興課	
9 表1の8に掲げる保安林等の地区		・森林法	・森林課	

表4-1 主な市民農園施設と他法令との関係(1) 市街化区域

市 街 化 区 域 (都 市 計 画 法)					
関 係 法 令		農 地 法 等		生 産 緑 地 法 等	都 市 計 画 法 等
農 地 部 分 (畦の概念の園路を含む)		特定農地貸付方式の場合、特定農地貸付法第3条第3項の承認があったものとみなす [市民農園整備促進法第11条第1号]		市町村が農園利用方式で開設しようとするため、農地に対する権利の移転・設定をする場合は、農地法第3条の許可を要する。	農 地 部 分 (畦の概念の園路を含む)
市民農園施設	整備する施設	園路(畦の概念のものを除く)	農地を転用する場合又は転用目的で権利の移転・設定をする場合は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなす。(届出不要) [市民農園整備促進法第11条第2号、第3号]		
		休憩施設		休憩施設	
		便 所		便 所	
		手洗い場、水飲み場その他給排水施設		手洗い場、水飲み場その他給排水施設	
		ごみ置 場		ごみ置 場	
		青空駐車場、駐輪場		青空駐車場、駐輪場	
	必要に応じて整備できる施設	農機具・農業用資材収納施設		農機具・農業用資材収納施設	
		温室、育苗施設等		温室、育苗施設等	
		堆肥舎、種苗貯蔵施設等		堆肥舎、種苗貯蔵施設等	
		更 衣 所		更 衣 所	
管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場	管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場				
農作業等講習施設	農作業等講習施設				
簡易宿泊施設	簡易宿泊施設				
広 場	広 場				
掲示板、案内板、植栽、街灯、柵	掲示板、案内板、植栽、街灯、柵				
			設置しない		

注:「特定農地貸付法」は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の略称

表4-2 主な市民農園施設と他法令との関係(2) 市街化調整区域

市街化調整区域(都市計画法)						
関係法令		農地法等		農振法等	都市計画法等	
農地部分 (畦の概念の園路を含む)		特定農地貸付方式の場合、特定農地貸付法第3条第3項の承認があったものとみなす。 [市民農園整備促進法第11条第1号]		農用地利用計画、農業用施設用地とされている必要があるため、当該用途区分が農業用施設用地以外のものである場合は、あらかじめ用途変更を行う。 なお、変更に係る土地が1haを超えない場合は軽微変更で足りる。	農地部分 (畦の概念の園路を含む)	
市民農園施設	整備する施設	園路(畦の概念のものを除く)	農地を転用する場合又は転用目的で権利の移転・設定をする場合は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなす。 [市民農園整備促進法第11条第2号、第3号]			農用地利用計画、農業用施設用地とされている必要があるため、当該用途区分が農業用施設用地以外のものである場合は、あらかじめ用途変更を行う。 なお、変更に係る土地が1haを超えない場合は軽微変更で足りる。
		休憩施設		休憩施設		
		便所		便所		
		手洗い場、水飲み場その他給排水施設		手洗い場、水飲み場その他給排水施設		
		ごみ置場		ごみ置場		
		青空駐車場、駐輪場		青空駐車場、駐輪場		
	必要に応じて整備できる施設	農機具・農業用資材収納施設	農機具・農業用資材収納施設	農用地利用計画、農業用施設用地とされている必要があるため、当該用途区分が農業用施設用地以外のものである場合は、あらかじめ用途変更を行う。 なお、変更に係る土地が1haを超えない場合は軽微変更で足りる。	農用地利用計画、農業用施設用地とされている必要があるため、当該用途区分が農業用施設用地以外のものである場合は、あらかじめ用途変更を行う。 なお、変更に係る土地が1haを超えない場合は軽微変更で足りる。	農機具、農業用資材収納施設
		温室、育苗施設等				温室、育苗施設等
		堆肥舎、種苗貯蔵施設等				堆肥舎、種苗貯蔵施設等
		更衣所				更衣所
管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場	管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場					
広場	広場					
掲示板、案内板、植栽、街灯、柵	掲示板、案内板、植栽、街灯、柵					
農作業等講習施設	農作業等講習施設					
簡易宿泊施設	簡易宿泊施設					
		農用地区域以外の区域である必要があるため(当該施設は農用地区域内に設置できない)、あらかじめ農用地区域から除外する。		農用地区域以外の区域である必要があるため(当該施設は農用地区域内に設置できない)、あらかじめ農用地区域から除外する。	農作業等講習施設	
				農用地区域以外の区域である必要があるため(当該施設は農用地区域内に設置できない)、あらかじめ農用地区域から除外する。	簡易宿泊施設	

注1:都市計画法上の特例措置は法34条の立地基準について、開発審査会の議を不要としたものであり、開発許可等そのものは受ける必要があることから、都市計画法第33条及び同法施行令第36条第1項第1号及び第2号に規定する技術基準に適合する必要がある。

注2:「特定農地貸付法」は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の略称

注3:「農振法」は「農業振興地域の整備に関する法律」の略称

表4-3 主な市民農園施設と他法令との関係(3) 非線引き・都市計画区域外

非線引の区域・都市計画区域外(都市計画法)					
関係法令		農地法等		農振法等	都市計画法等
農地部分 (畦の概念の園路を含む)		特定農地貸付方式の場合、特定農地貸付法第3条第3項の承認があったものとみなす。 [市民農園整備促進法第11号第1号]		市町村が農園利用方式で開設しようとするため、農地に対する権利の移転・設定をする場合は、農地法第3条の許可を要する。	
園路(畦の概念のものを除く)		農地を転用する場合は、農地法第3条の許可を要する。			
市民農園施設	整備する施設	休憩施設	農地を転用する場合は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなす。 [市民農園整備促進法第11条第2号,第3号]	農用地利用計画上、農業用施設用地とされている必要があるため、当該用途区分が農業用施設用地以外のものである場合は、あらかじめ用途変更を行う。 なお、変更に係る土地が1haを超えない場合は軽微変更で足りる。	園路(畦の概念のものを除く)
		便所			・非線引きの区域の場合 用途地域が定められている区域については、用途地域との適合性を要し、用途地域内外を問わず規制規模(1000㎡～3000㎡)以上の開発行為については許可を要す。
		手洗い場, 水飲み場その他給排水施設			・都市計画区域外の場合 規制規模(10,000㎡)以上の開発行為については、都市計画法の開発許可を要す。 規制規模(1,000㎡～5,000㎡)以上10,000㎡未満の開発行為については、宅地開発事業の基準に関する県条例の確認を要す。
		ごみ置場			
		青空駐車場, 駐輪場			
		農機具・農業用資材収納施設			
	必要に応じて整備できる施設	温室, 育苗施設等	開発許可の適用除外 ただし、都市計画法施行令第20条各号に適合しない農業用施設については、用途地域との適合性を要し、以下のとおりとなる。 非線引きの区域の場合 用途地域が定められている区域については、用途地域との適合性を要し、用途地域内外を問わず規制規模(1,000㎡～3,000㎡)以上の開発行為については許可を要す。 ・都市計画区域外の場合 規制規模(10,000㎡)以上の開発行為について	手洗い場, 水飲み場その他給排水施設 ごみ置場 青空駐車場, 駐輪場 農機具・農業用資材収納施設 温室, 育苗施設等	

	堆肥舎, 種苗貯蔵施設等				は, 都市計画法の開発許可を要し, 規制規模(1,000㎡~5,000㎡)以上 10,000㎡未満の開発行為については, 宅地開発事業の基準に関する県条例の確認を要す。	堆肥舎, 種苗貯蔵施設等	
	更衣所				上記「休憩施設、便所」の取扱いと同様。	更衣所	
	管理事務所, 管理人詰所, 管理用具置場, ごみ処理場					管理事務所, 管理人詰所, 管理用具置場, ごみ処理場	
	広場 掲示板, 案内板, 植栽, 街灯, 柵					広場 掲示板, 案内板, 植栽, 街灯, 柵	
	農作業等講習施設				農用地区域以外の区域である必要があるため(当該施設は農用地区域内に設置できない), あらかじめ農用地区域から除外する。	上記「休憩施設、便所」の取扱いと同様。	農作業等講習施設
	簡易宿泊施設						簡易宿泊施設

注1:「特定農地貸付法」は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の略称

注2:「農振法」は「農業振興地域の整備に関する法律」の略称

表5-1 市町村が市民農園の開設の認定をしようとする場合の調整事項

調整を要する事項	根拠条文等	関係法令	調整の相手方	備 考
1 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合	運用通達第2の2の(1)	・都市計画法	・市町村都市計画担当部局 ・市町村都市公園担当部局	左記区域内に市民農園の開設の認定をしようとする場合は、地域地区等の土地利用の計画と調和するとともに、都市施設に係る事業及び市街地開発事業の支障とならないよう調整すること。
2-① 政令第3条に規定する区域以外の都市計画施設の区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合 2-② 政令第3条に規定する区域以外の市街地開発事業施行区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合 2-③ 促進区域、地区計画、地域地区等その他の都市計画に係る区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合	運用通達第5の1	・都市計画法	・市町村都市計画担当部局 ・市町村都市公園担当部局	左記区域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合は、事業着手の見通し、事業施行の障害となる可能性、当該都市計画の目的等を勘案して、基本方針に定める都市計画との調和が保たれるよう調整する。
3 農業振興地域の整備に関する法律第6条の農業振興地域内において、市民農園の開設の認定をしようとする場合、特に同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内において市民農園の開設の認定をしようとする場合	運用通達第2の2の(2)及び第5の4の(6)	・農業振興地域の整備に関する法律	・市町村農振担当部局	農用地区域内に市民農園を設置する場合には、当該市民農園の整備内容が農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農用地利用計画に即したものであること。
4 市民農園周辺の道路における危険の防止、道路交通に起因する障害の防止、その他交通の安全と円滑化について	留意通達第3の2	・道路交通法等	・所轄警察署	調整の相手方に指定する旨を通知し、相手方から調整の申し入れがあった場合に行う。 市民農園の開設に伴い、道路整備計画等がある場合には、別途道路法第95条の2による協議を行う必要がある。
5-① 市民農園区域周辺の道路の整備状況について(市町村道等(政令市にあっては県道及び指定区間外の一般国道を含む。))の場合 5-② 市民農園区域周辺の道路の整備状況について(県道及び指定区間外の一般国道等(政令市管理道路を除く。))の場合	留意通達第3の4	・道路法等	①市町村道路管理担当部局 ②管轄土木事務所	調整の相手方に指定する旨を通知し、相手方から調整の申し入れがあった場合に行う。
6-① 個人が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合 6-② 土地区画整理組が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合 6-③ 市町村が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合 6-④ 市町村長又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定をしようとする場合	留意通達第3の5	・土地区画整理法	・市町村土地区画整理事業担当部局	

<p>7-① 市街化区域内で規制規模以上の開発行為を行う場合</p> <p>7-② 市街化調整区域内で開発行為若しくは建築行為を行う場合</p> <p>7-③ 市街化区域、市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域内で規制規模以上の開発行為を行う場合</p> <p>7-④ 都市計画区域外で規制規模以上の開発行為を行う場合</p>		<p>・都市計画法</p> <p>・宅地開発事業の基準に関する条例</p>	<p>・市町村開発担当部局</p> <p>・管轄土木事務所</p>	<p>①から④の区域の別に応じて、別途都市計画法第29条又は第43条の許可、若しくは宅地開発事業の基準に関する条例第7条の確認を受けなければならない。(適用除外となる農業用施設は除く。)</p>
<p>8 建築基準法第2条第1号の建築物を建築する場合</p>		<p>・建築基準法</p>	<p>・市町村建築基準法担当部局又は土木事務所</p>	<p>別途、建築基準法第6条の確認を受けなければならない。(建築場所、建築物の用途及び規模によっては不要の場合がある。)</p>

注1: 上図は、市町村が行う原則的な調整事項を示したものであり、必ずしも上記1から8に限定されるものではない。個々の申請内容によりその他の調整事項もあるものと考えられる。

注2: 上図は、市町村が調整を行う事項を掲げたものであり、この調整を経たからといって、それぞれの法令等による許可等の手続きが済むわけではなく、申請者は別途許可等の手続きを行う必要がある。

表5-2 都道府県が市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合の調整事項

調整を要する事項	根拠条文等	関係法令	調整の相手方	備 考
1 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内において、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合	運用通達第2の2の(1)	・都市計画法	・都市計画課	左記区域内に市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合は、地域地区等の土地利用の計画と調和するとともに、都市施設に係る事業及び市街地開発事業の支障とならないよう調整すること。
2 農業振興地域の整備に関する法律第6条の農業振興地域内において、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合、特に同法第8条第2項第1号に規定する農用地域内において、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合	運用通達第2の2の(2)及び第5の4の(6)	・農業振興地域の整備に関する法律	・農地・農村振興課	農用地域内に市民農園を設置する場合には、当該市民農園の整備内容が農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農用地利用計画に即したものであること。
3 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業が市民農園において営まれる場合	留意通達第3の3	・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	・衛生指導課	
4 市民農園周辺の道路の整備状況について(指定区間内の一般国道等の場合)	留意通達第3の4	・道路法等	・当該道路管理者	調整の相手方に指定する旨を通知し、相手方から調整の申し入れがあった場合に行う。
5-① 国土交通大臣が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合 5-② 独立行政法人都市再生機構が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合 5-③ 都道府県が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合 5-④ 都道府県知事又は地方住宅供給公社(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行者である土地区画整理事業の施行区域内の土地について、市民農園の開設の認定に係る同意をしようとする場合	留意通達第3の5	・土地区画整理法	・国土交通省都市整備局市街地整備課 ・独立行政法人都市再生機構 ・市街地整備課	
6-① 市街化区域内で規制規模以上の開発行為を行う場合 6-② 市街化調整区域内で開発行為若しくは建築行為を行う場合 6-③ 市街化区域、市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域内で規制規模以上の開発行為を行う場合 6-④ 都市計画区域外で規制規模以上の開発行為を行う場合		・都市計画法 ・宅地開発事業の基準に関する条例	・都市計画課	①から④の区域の別に応じて、別途都市計画法第29条又は第43条の許可、若しくは宅地開発事業の基準に関する条例第7条の確認を受けなければならない。(適用除外となる農業用施設は除く。)
7 建築基準法第2条第1号の建築物を建築する場合		・建築基準法	・建築指導課	別途、建築基準法第6条の確認を受けなければならない。(建築場所、建築物の用途及び規模によっては不要の場合がある。)

8-① 自然公園法第20条第3項及び第33条の規定による行為を行う場合 8-② 千葉県立自然公園条例第19条第1項及び第20条第1項の規定による行為を行う場合 8-③ 千葉県自然環境保全条例第9条第4項, 同第11条第1項, 同第18条第1項及び第23条第1項の規定による行為を行う場合		・自然公園法 ・千葉県立自然公園条例 ・千葉県自然環境保全条例	・自然保護課	左記の各種行為を行う場合には、原則として許可又は届出が必要である。 また、建築物を建設する場合には、「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」が原則として適用される。
---	--	---------------------------------------	--------	---

注1: 上図は、知事が行う原則的な調整事項を示したものであり、必ずしも上記1から8に限定されるものではない。個々の申請内容によりその他の調整事項もあるものと考えられる。

注2: 上図は、知事が調整を行う事項を掲げたものであり、この調整を経たからといって、それぞれの法令等による許可等の手続きが済むわけではなく、申請者は別途許可等の手続きを行う必要がある。

市民農園の整備に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)に関する事務の取扱いについては、関係法令及び市民農園の整備に関する基本方針等に定めるところによるほかこの要領によるものとする。

(関係法令の略称)

第2 この要領においては、関係法令等を次のとおり略している。

法令等名称	略称
市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)	「法」
市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省令・建設省令第1号)	「省令」
市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日2構改B第982号、建設省経民発第41号、建設省都公緑発第108号)	「運用通達」
市民農園の整備に関する留意事項について(平成4年4月7日農地第43号、千葉県農林部長通知)	「留意通知」

(市民農園区域の指定)

第3 法第4条第2項に定める市民農園区域の指定に係る協議は、様式第1号(市民農園区域の指定に係る協議書)を用いて行うものとする。

2 1の様式第1号(市民農園区域の指定に係る協議書)の作成については、次の要領によるものとする。

(1) 様式第1号には、次に掲げる書類を添付するものとする。

イ 市民農園区域指定調書(運用通達第3の1の(5)に定める書面)

ロ 農業委員会の決定(運用通達第3の2に定める手続き)を経たことを証する書面の写し

ハ 関係部局調整結果表(様式第14号)

(2) (1)のイの市民農園区域指定調書の作成にあたっては、次に掲げることに留意して作成するものとする。

イ 市民農園区域を複数箇所指定する場合で、かつ、それらの市民農園区域が同じ地区にある場合は、地区ごとに作成するものとする。この場合、様式第3号の市民農園区域総括表を市民農園区域指定調書に添付すること。

ロ 市民農園区域指定調書に添付する別図(市民農園区域及び付近の状況を示す図面)は、縮尺1/2500程度の図面とすること。

3 1の協議の回答は、異議がないと認められる場合には、様式第2号(市民農園区域の指定に係る協議回答書)を用いて行うものとする。

(市民農園区域の変更)

第4 法第4条第4項に定める市民農園区域の変更は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 指定した市民農園区域の位置、形状若しくは面積を変更しようとする場合(指定した市民農園区域を廃止しようとする場合を含む。)

(2) 市街化区域に編入される等事情の変更により、市民農園区域を変更する必要があると認められる場合

2 法第4条第5項において準用する同条第2項の市民農園区域の指定変更に係る協議は、様式第4号(市民農園区域の指定変更に係る協議書)を用いて行うものとする。

3 2の様式第4号(市民農園区域の指定変更に係る協議書)の作成については、次の要領により作成するものとする。

(1) 様式第4号には、次に掲げる書面を添付するものとする。

イ 市民農園区域変更指定調書(以下「変更指定調書」という。)

ロ 農業委員会の決定(運用通達第3の2に定める手続き)を経たことを証する書面の写し

ハ 関係部局調整結果表(様式第14条)

(2) (1)の変更指定調書の作成にあたっては、市民農園区域指定調書に準ずるほか、次に掲げることに留意して作成するものとする。

イ 変更指定調書は変更しようとする地区ごとに作成すること。

ロ 変更指定調書に添付する別図(市民農園区域及び付近の状況を示す図面)は、縮尺1/2500程度の図面を添付すること。なお、市民農園区域を廃止しようとする以外の場合にあつては、市民農園区域の変更前と変更後が識別できるように表示す

ること。

八 変更指定調書の記載事項は、次に掲げること留意して記入するものとする。

(イ)市民農園区域を廃止しようとする以外の変更の場合

- a 市民農園区域指定調書中、表題部の「市民農園区域指定調書」は「市民農園区域指定調書(変更)」と訂正すること。
- b 市民農園区域指定調書中、1の「市民農園区域の指定の必要性」については、「市民農園区域の変更の理由」と訂正したうえで記入すること。
- c 市民農園区域指定調書中、2から5の事項については、変更しようとする箇所を二段書きで記入することとし、上段に()で現状の内容を、下段に変更しようとする内容を記入すること。なお、変更しない箇所については現状の内容を記入すること。

(ロ)市民農園区域を廃止しようとする場合

- a 市民農園区域指定調書中、表題部の「市民農園区域指定調書」は、「市民農園区域指定調書(廃止)」と訂正すること。
- b 市民農園区域指定調書中、1の「市民農園区域の指定の必要性」については、「市民農園区域の廃止の理由」と訂正したうえで記入すること。
- c 市民農園区域指定調書中、2から5の事項については、廃止しようとする区域の内容について記入すること。

4 2の協議の回答は、異議がないと認められる場合には、様式第5号(市民農園区域の指定変更に係る協議回答書)を用いて行うものとする。

(市民農園区域の指定及び変更指定に係る通知)

第5 運用通達第3の6の規定(運用通達第3の8において準用する場合を含む。)による市民農園区域を指定した旨の通知は、様式第6号(市民農園区域の指定(変更指定)に係る通知書)を用いて行うものとし、法第4条第3項の規定により公表した公報等の写しを添付することとする。

(交換分合)

第6 法第5条第2項の規定による交換分合計画の認可申請については、様式第13号(交換分合計画認可申請書)を用いて行うものとする。

2 1の様式第13号(交換分合計画認可申請書)については、次の要領により作成するものとする。

(1) 様式第13号(交換分合計画認可申請書)には、省令第1条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付するものとする。

イ 農地等の交換分合計画書

ロ 計画樹立経過概要書

ハ 法第5条第2項に定める権利者の同意があったことを証する書面

ニ その他必要と認められる書面

(2) 省令第1条第1項第2号に規定する計画図には、市民農園区域を表示することとし、現状と計画が識別できるよう留意して作成するものとする。

(3) (1)のイの農地等の交換分合計画書の作成にあたっては、農地等の交換分合計画書に関する様式について(25地局第1602号昭和25年8月22日農地局長通達)に定める様式のうち、当該交換分合計画に関わる書類を作成して添付するものとし、「農地等の交換分合計画書の記載要領」等について(25地管第617号昭和25年10月20日農林省農地局管理部長通達)に従って記載するものとする。

(4) (1)のロの計画樹立経過概要書の作成にあたっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

a 計画地選定の経緯

b 基礎調査について(土地調査、権利に関する調査、分散状況調査、経営調査、営農意思及び規模拡大の意思の調査、各権利者の市民農園としての利用の意思の調査等)

c 隣接地帯との関連

d 農業生産との関連

e 地帯別団地計画及び団地計画

f 計画樹立の方法(権利者との合議、説明会の経緯等)

g 土地改良区の意見(交換分合すべき土地の全部又は一部が土地改良区の地区内にある場合)

h 関係機関との調整状況

i 清算金の有無及び算出方法

j 附帯事業の有無

k 交換分合地域の地目別面積・筆数一覧

l 地目別権利移動面積・筆数一覧

(市民農園の開設の認定)

第7 法第7条第4項に定める市民農園の開設の認定に係る同意の申請は、様式第7号(市民農園の開設認定に係る同意申請書)を用いて行うものとする。

2 1の様式第7号(市民農園の開設認定に係る同意申請書)の作成にあたっては、次の要領により作成するものとする。

(1) 様式第7号には、次に掲げる書類を添付するものとする。

イ 市民農園開設認定申請書(運用通達第5の2に定める書面)の写し

ロ 農業委員会の決定(運用通達第5の5に定める手続き)を経たことを証する書面の写し

ハ 関係部局調整結果表(様式第14号)

(2) (1)のイの開設認定申請書については、運用通達第5の2に定める市民農園開設認定申請書(以下「市民農園開設認定申請書」という。)及び第5の2の(1)に定める市民農園整備運営計画書(以下「市民農園整備運営計画書」という。)に従って作成するものとする。

3 1の同意申請の回答は、異議がないと認められる場合には、様式第8号(市民農園の開設認定に係る同意申請の回答書)を用いて行うものとする。

(整備運営計画の変更)

第8 法第7条第5項の規定による整備運営計画の変更は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 開設認定を受けた市民農園について、その位置、形状若しくは面積を変更しようとする場合(開設認定を受けた市民農園を廃止する場合を含む。)

(2) 開設認定を受けた市民農園について、法第11条第1項の規定により特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」という。)第3条第3項の特例を受けた農地を変更しようとする場合(特定農地貸付法施行規則第2条各号に掲げる変更以外の軽微な変更の場合を除く。)

(3) 農地の利用方式を法第2条第2項第1号イからロに変更する場合

- (4) 開設認定を受けた市民農園について、法第 11 条第 2 項又は第 3 項の規定により、農地法第 4 条又は第 5 条の特例を受けて、農地を新たに転用しようとする場合
 - (5) 開設認定を受けた市民農園について、法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により都市計画法の特例を受けて、市民農園施設を新たに建築しようとする場合及び市民農園施設の増築、改築若しくは種別の変更をしようとする場合
 - (6) その他開設認定を受けた市民農園の整備運営について、重大な影響を及ぼすと認められる場合
- 2 法第 7 条第 6 項において準用する同条第 4 項の整備運営計画の変更認定に係る同意の申請は、様式第 9 号(市民農園整備運営計画の変更認定に係る同意申請書)を用いて行うものとする。
- 3 2 の様式第 9 号(市民農園整備運営計画の変更認定に係る同意申請書)の作成にあたっては、次の要領により作成するものとする。
- (1) 様式第 9 号には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - イ 市民農園変更認定申請書
 - ロ 農業委員会の決定(運用通達第 5 の 5 に定める手続き)を経たことを証する書面の写し
 - ハ 市民農園変更理由書
 - ニ 関係部局調整結果表(様式第 14 号)
- (2) (1)のイの変更認定申請書の作成にあたっては、市民農園開設認定申請書及び市民農園整備運営計画書に準ずるほか、次に掲げることについて留意して作成するものとする。
- イ 変更認定申請書の各記載事項は、次の規定に従って記入すること。
 - (イ)開設した市民農園を廃止しようとする以外の変更の場合
 - a 市民農園開設認定申請書中、表題部の「市民農園開設認定書」は「市民農園開設認定申請書(変更)」と訂正すること。
 - b 市民農園整備運営計画書中、表題部の「市民農園整備運営計画書」は「市民農園整備運営計画書(変更)」と訂正すること。
 - c 市民農園整備運営計画書中、1 から 8 の事項については、変更しようとする箇所を二段書きで記入することとし、上段に()で現状の内容を、下段に変更しようとする内容を記入すること。

なお、変更しない箇所については、現状の内容を記入すること。

(D)開設した市民農園を廃止しようとする場合

- a 市民農園開設認定申請書中、表題部の「市民農園開設認定申請書」は「市民農園開設認定申請書(廃止)」と訂正すること。
- b 市民農園整備運営計画書中、表題部の「市民農園整備運営計画書」は「市民農園整備運営計画書(廃止)」と訂正すること。
- c 市民農園整備運営計画書中、1から8の事項については、廃止しようとする市民農園の内容について記入すること。

ロ 変更認定申請書に添付する図面等は、次に掲げることに留意して作成するものとする。

(イ)開設した市民農園を廃止しようとする以外の変更の場合

- a 市民農園開設認定申請書の記の2の「市民農園の位置を表示した地形図」(省令第9条第2項第1号及び運用通達第5の2の(2)に規定する地形図)は、市民農園の位置を変更しようとする場合について添付することとし、現状の市民農園の位置及び変更しようとする市民農園の位置について表示すること。
- b 市民農園開設認定申請書の記の3の「市民農園の区域並びに市民農園施設の位置、形状及び種別を表示した平面図」(省令第9条第2項第2号及び運用通達第5の2の(3)に規定する平面図)は、市民農園の位置若しくは形状又は市民農園施設の位置、形状、若しくは種別(以下「市民農園施設の位置等」という。)を変更しようとする場合について添付することとし、市民農園区域を表示したうえで、現状の市民農園施設の位置等と変更しようとする市民農園施設の位置等が識別できるように表示すること。
- c 市民農園開設認定申請書の記の4の「市民農園施設(建築物)の概要を表示した平面図」(省令第9条第2項第3号及び運用通達第5の2の(4)に規定する平面図)は、市民農園施設を新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)しようとする場合についてのみ添付することとし、現状の市民農園施設の概要と新築等しようとする市民農園施設の概要が識別できるように表示すること。
- d 市民農園開設認定申請書の記の5の「土地の登記簿謄本」(運用通達第5の2の(5)に規定する謄本)は、市民農園の位置、面積若しくは形状の変更に伴い、市民農園に新たな土地を含める場合について添付することとし、その新たな土地の

謄本を添付すること。

- e 市民農園開設認定申請書の記の6の「土地の地番を表示する図面」(運用通達第5の2の(6)に規定する図面)は市民農園の位置、面積若しくは形状を変更しようとする場合について添付することとし、現状の市民農園の部分と変更しようとする市民農園の部分が識別できるように表示すること。
- f 市民農園開設認定申請書の記の7の「土地改良区の意見書」(省令第9条第3項及び運用通達第5の2の(7)に規定する意見書)は、市民農園の位置、面積若しくは形状を変更しようとする場合で、変更に係る箇所が土地改良区内の新たな土地を含む場合について添付すること。
- g 市民農園開設認定申請書の記の8の「農園利用契約書の案」(運用通達第5の2の(8)に規定する契約書の案)は、当該契約書を変更しようとする場合、及び農地の利用方式を法第2条第2項第1号イからロに変更しようとする場合に添付すること。

(D)開設した市民農園を廃止しようとする場合

- a 市民農園開設認定申請書の記の2から9の書面(運用通達第5の2の(2)から(9)に規定する書面)は、廃止しようとする市民農園の現状を表示する書面を添付すること。

4 2の同意申請の回答は、異議がないと認められる場合には、様式第10号(市民農園整備運営計画の変更認定に係る同意申請の回答書)を用いて行うものとする。

(市民農園の開設認定及び変更認定に係る旨の通知)

第9 運用通達第5の8の規定(留意通知第5の3において準用する同第5の1の の場合を含む。)による市民農園の開設認定を行った旨の通知は、様式第11号(市民農園の開設の認定(変更認定)に係る通知書)を用いて行うものとし、市民農園の開設の認定をしたことを証する書面(運用通達第5の8前段に規定する書面)の写しを添付すること。

(認定の取消し)

第10 留意通知第6の1に規定する認定の取消しを行った旨の報告は、様式第12号(市民農園開設認定取消報告書)を用いて行うものとする。

2 1の様式第12号(市民農園開設認定取消報告書)には次に掲げる事項を記載した書面

を添付するものとする。

イ 認定の取消しを行った理由

ロ 法第8条により徴収した報告及び法第9条により行った勧告の概要

ハ 認定の取消しに伴う影響及び今後の措置方針について

様式第1号（市民農園区域の指定に係る協議書）

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

市民農園区域の指定に係る協議について

市民農園区域を指定したいので、市民農園整備促進法第4条第2項の規定に基づき、下記の書面を添えて協議します。

記

- 1 市民農園区域指定調書
- 2 農業委員会の決定（運用通達第3の2に定める手続き）を経たことを証する書面の写し
- 3 関係部局調整結果表

様式第2号（市民農園区域の指定に係る協議回答書）

第 号
年 月 日

市町村長 様

千葉県知事

市民農園区域の指定に係る協議について（回答）

年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについては、
異議ありません。

様式第3号

市民農園区域総括表()地区

年 月 日
市 町 村

1 総括表

1 地区数									
2 面積	地目	田	畑	小計	採草放牧地	山林	宅地	その他	小計
	面積								
3 普通収穫高		主たる作物()10a当たり kg/							

2 地区内訳表

(1)地区名 _____

① 所在		外 筆							
② 面積	地目	田	畑	小計	採草放牧地	山林	宅地	その他	小計
	面積								
③ 普通収穫高		主たる作物()10a当たり kg/							
④ 土地 利用 計画	農振計画	農振地域(内・外) 農用地区域(内・外) (農用地区域面積 m ²)							
	都市計画								

(2)地区名 _____

① 所在		外 筆							
② 面積	地目	田	畑	小計	採草放牧地	山林	宅地	その他	小計
	面積								
③ 普通収穫高		主たる作物()10a当たり kg/							
④ 土地 利用 計画	農振計画	農振地域(内・外) 農用地区域(内・外) (農用地区域面積 m ²)							
	都市計画								

(3)地区名_____

① 所在		外 筆							
② 面積	地目	田	畑	小計	採草放牧地	山林	宅地	その他	小計
	面積								
③ 普通収穫高		主たる作物()10a当たり kg/							
④ 土地 利用 計画	農振計画	農振地域(内・外) 農用地区域(内・外) (農用地区域面積 m ²)							
	都市計画								

3 位置図

- ・ 縮尺 1/2500 から 1/10000 程度の地形図を使用すること。
- ・ 農振計画の地域区分、都市計画の区域区分、指定する市民農園区域等をそれぞれ着色するなどして作成すること。

(作成上の注意)

- 1 地区内訳表の④の土地利用計画の農振計画の欄については、市民農園区域が農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域を含む場合には、面積を記入すること。
- 2 地区内訳表の④の土地利用計画の都市計画の欄については、市民農園区域が都市計画法による区域区分を含む場合には、都市計画区域外、市街化調整区域内、未線引都市計画区域内用途地域内等と記載すること。
- 3 市民農園区域の指定変更をする場合は、変更しようとする箇所を二段書きで記入することとし、上段に()で現状の内容を、下段に変更しようとする内容を記入すること。なお、変更しない箇所については、現状の内容を記入すること。

様式第4号（市民農園区域の指定変更に係る協議書）

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

市民農園区域の指定の変更に係る協議について

年 月 日 第 号で指定した市民農園区域を変更したいので、市民農園整備促進法第4条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、下記の書面添えて協議します。

記

- 1 市民農園区域変更指定調書
- 2 農業委員会の決定（運用通達第3の2に定める手続き）を経たことを証する書面の写し
- 3 関係部局調整結果表

様式第5号（市民農園区域の指定変更に係る協議回答書）

第 号
年 月 日

市町村長 様

千葉県知事

市民農園区域の指定の変更に係る協議について（回答）

年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについては、
異議ありません。

様式第6号（市民農園区域の指定（変更指定）に係る通知書）

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

市民農園区域の指定（変更指定）に係る通知について

年 月 日 第 号で回答のあった市民農園区域を指定（変更指定）したので、下記の書面を添えて送付します。

記

- 1 市民農園区域を指定（変更指定）した公報等の写し

様式第7号（市民農園の開設認定に係る同意申請書）

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

市民農園の開設認定に係る同意申請について

市民農園の開設を認定したいので、市民農園整備促進法第7条第4項の規定に基づき、下記の書面を添えて申請します。

記

- 1 市民農園開設認定申請書の写し
- 2 農業委員会の決定（運用通達第5の5に定める手続き）を経たことを証する書面の写し
- 3 関係部局調整結果表

様式第8号（市民農園の開設認定に係る同意申請の回答書）

第 号
年 月 日

市町村長 様

千葉県知事

市民農園の開設認定に係る同意申請について（回答）

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、異議がないので申請のとおり同意します。

様式第9号（市民農園整備運営計画の変更認定に係る同意申請書）

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

市民農園整備運営計画の変更認定に係る同意申請について

年 月 日 第 号で認定した市民農園整備運営計画を
変更したいので、市民農園整備促進法第7条第6項で準用する同条第4項の規定に基づき、
下記の書面を添えて申請します。

記

- 1 市民農園変更認定申請書
- 2 農業委員会の決定（運用通達第5の5に定める手続き）を経たことを証する書面の
写し
- 3 市民農園変更理由書
- 4 関係部局調整結果表

様式第10号（市民農園整備運営計画の変更認定に係る同意申請の回答書）

第 号
年 月 日

市町村長 様

千葉県知事

市民農園整備運営計画の変更認定に係る同意申請について（回答）

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、異議がないので申請のとおり同意します。

様式第11号（市民農園の開設の認定（変更認定）に係る通知書）

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

市民農園の開設の認定（変更認定）に係る通知について

年 月 日 第 号で同意のあった市民農園の開設の認定（変更認定）をしたので、下記の書面を添えて送付します。

記

- 1 市民農園の開設の認定（変更認定）をしたことを証する書面（運用通達第5の8に規定する書面）の写し

様式第12号（市民農園開設認定取消報告書）

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

市民農園の開設認定の取消しに係る報告について

年 月 日 第 号で開設認定の同意のあった下記市民農園について、市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消しを行ったので報告します。

記

- 1 取り消した市民農園の名称、地区名及び所在地
- 2 開設者の氏名又は名称

様式第13号（交換分合計画認可申請書）

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

市町村長

市民農園整備促進法による土地等交換分合計画の認可申請について

〇〇市町村は、下記の地区において土地等の交換分合計画を定めたので、市民農園整備促進法第5条第2項の規定により認可願いたく、別紙関係書類を添えて申請します。

記

- 1 地区名 〇〇市町村〇〇地区

様式第14号

関係部局調整結果表

調整の相手方	調整事項	調整結果